

地震危険補償特約

地震危険補償特約は地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする建物の損害について1,000万円を限度に補償する特約です。



1 ご加入の対象

住宅に限らず、店舗・事務所・工場など新耐震基準である昭和56年6月以降の「建物」が対象となります。
(新耐震基準と同等の耐震性能が確認できる場合には、昭和56年5月以前の建物もお引受けすることができます。)
家財、什器・備品、機械・設備、商品・製品等の動産は対象になりません。

2 ご加入の条件

主契約の共済の対象が建物のご契約である場合、ご希望により地震危険補償特約をセットすることができます。
※地震危険補償特約を単独でご契約いただくことはできません。



3 地震共済金額

物件に関わらず、地震共済金額を主契約の共済金額の30~50%の範囲内で1,000万円を限度として設定します。

4 お支払いする地震共済金

地震危険補償特約では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、建物が「全壊」「大規模半壊」「半壊」に該当する場合に地震共済金をお支払いします。

地震共済金は、実際の修理費ではなく損害の程度に応じて地震共済金額の一定割合(100%、60%、30%)をお支払いします。

損害の程度	認定の基準		お支払いする 地震共済金
	建物の主要な構成要素の損害割合	焼失または流失した床面積	
全壊	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	地震共済金額 × 100% (時価が限度)
大規模半壊	建物の時価の 40%以上50%未満	建物の延床面積の 50%以上70%未満	地震共済金額 × 60% (時価の60%限度)
半壊	建物の時価の 20%以上40%未満	建物の延床面積の 20%以上50%未満	地震共済金額 × 30% (時価の30%限度)

損害の程度である「全壊」「大規模半壊」「半壊」の認定は、り災証明書が発行された場合は、り災証明書の被害認定に基づき地震共済金を支払います。なお、非住家物件に対してり災証明書が発行されない場合は組合が上記の認定の基準に従って被害認定を行い地震共済金をお支払いします。

*り災証明書とは、地方自治体が、地震等により損害を被った建物について調査を実施のうえ、認定する被害程度（「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の区分）を記載する証明書です。

5 地震危険補償特約の共済掛金

例) 建物の地震共済金額が1,000万円の場合

住家物件 居住の用に供する建物		非住家物件 住家物件以外の建物	
イ構造（注1） (耐火構造)	ロ構造（注2） (非耐火構造)	イ構造（注1） (耐火構造)	ロ構造（注2） (非耐火構造)
5,600円	9,700円	8,200円	14,200円

(注1) イ構造…耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建築物等 (注2) ロ構造…イ構造以外の建物

6 地震共済金をお支払いできない主な場合

- ① 損害の程度が半壊に至らない場合
- ② 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- ③ 門・塀・垣のみに生じた損害

7 地震保険料控除

個人のご契約の場合、居住用建物を対象とする地震危険補償特約の共済掛金は地震保険料控除の対象となります。地震保険料控除とは、この特約の払込共済掛金に応じて一定の額がその年のご契約者（共済掛金負担者）の所得金額から差し引かれる制度です。

※ただし、「所得税法施行令」第二百十三条により主契約の共済金額が5,000万円以下の契約が対象となります。

	控除対象額
所得税	地震共済掛金の全額 (最高50,000円)
個人住民税	地震共済掛金の1/2 (最高25,000円)

8 その他

- この特約は新総合火災共済、総合火災共済、普通火災共済の主契約の共済期間の中途で付帯することは出来ません。共済期間の中途で地震危険補償特約の付帯をご希望の場合、新たに主契約の特約としてご契約を締結いただくこととなります。
- この特約の共済期間は原則として1年間ですが、1年を超える長期契約（最長5年）も可能です。
- 地震危険補償特約は主契約の建物付属物である「門・塀・垣」のみを共済の対象とすることは出来ません。
- 損害の程度が全損と認定された場合、地震危険補償特約の補償はその損害が生じた時に遡って終了します。よって、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。
- 地震危険補償特約は他の保険や共済からのお支払いの有無にかかわらず地震共済金をお支払いします。
- 地震共済金が支払われる場合、主契約の火災共済では損害共済金だけでなく、各種費用共済金（残存物取り片づけ費用等）も支払われません。（地震火災費用共済金は地震による火災に限りお支払いの対象となる場合があります。）
- お支払いする地震危険補償特約の地震共済金総額（1回の地震等で支払う地震共済金総額が会員組合全体で80億円以内）を超える場合は、支払うべき地震共済金を削減してお支払いします。
- 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

このリーフレットは「新総合火災共済」「総合火災共済」「普通火災共済」に付帯が可能な地震危険補償特約の概要を説明したものです。お引き受けに関する事項、共済金をお支払いできない場合等、詳細につきましては、「地震危険補償特約款」「重要事項説明書」をお読みください。また、ご不明な点は取扱代理所または当組合にお問合せください。

地震危険補償特約は当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引き受けいたします。

詳細については、取扱代理所または当組合にお問合せください。

取扱代理所



〒951-8063 新潟市中央区古町通七番町1010番地 古町ルフル9階

TEL 025-201-6502

[受付時間] 平日 午前8:30～午後5:15
(土・日・祝日、年末年始を除きます。)

2020年7月作成